

環循規発第2101221号
令和3年1月22日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部(局)長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長
(公印省略)

「産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者に係る許可番号等取扱要領」における都道府県及び政令市固有番号について（通知）

産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者に係る許可番号等については、平成30年3月30日付け環循規発第18033022号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知別添の「産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者に係る許可番号等取扱要領」（以下「取扱要領」という。）にて、付与手続について通知している。

取扱要領においては、許可番号等の付与における各都道府県及び各政令市の固有番号を定めているところ、令和2年10月に「地方自治法第252条の22第1項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令」（令和2年政令第307号）が公布され、令和3年4月1日付けで松本市及び一宮市が中核市となり新たに産業廃棄物行政を担うこととなる。

については、これらの市に対して以下のとおり政令市固有番号を付与するとともに、取扱要領別紙1を別添のとおり改正したので通知する。

政令市名	政令市固有番号
松本市	136
一宮市	137